

第9章 保健行政

1. 保健行政の現状

市民の健康増進及び疾病予防のため、平成元年に設置された保健相談センターを活動拠点として、乳幼児から成人・高齢者とそれぞれのライフステージに応じて母子保健事業、健康増進事業、総合健診事業、精神障害者支援事業、予防接種事業などを行っています。

近年、生活習慣の乱れに起因する高血圧、糖尿病などの生活習慣病の増加や介護を要する高齢者の増加に伴い、国民の健康増進にかかる総合的な推進を図るため、平成 14 年に「健康増進法」が制定されました。

本市においても、平成 24 年度に健康増進法、及び食育基本法に基づく「第2次浦添市健康増進計画、浦添市食育推進計画(健康・食育うらそえ 21)」を策定し、健康づくりを総合的、計画的に推進していますが、生活習慣病の予防とともに重症化に伴う介護予防も視野に入れた健康づくりの推進がより求められる状況になってきています。

2. 保健行政の沿革・推進

戦後、沖縄県の保健行政は、琉球政府時代の昭和 27 年に立法公布された「保健所法」によって、保健所の医師、保健師、栄養士等の専門職種を主体に、健康診査や保健衛生の知識の普及・啓発事業が展開されてきました。

昭和 47 年の本土復帰により、予防接種や母子保健事業等が市町村を主体とした事業推進が求められ、昭和 58 年の「老人保健法」の制定により、市町村における生活習慣病の予防、早期治療の促進を図る健康診査、健康増進に資する普及啓発のための健康教育事業等を推進してきました。

平成6年には「保健所法」が改正され、新たに「地域保健法」が制定されたことに伴い、従来の保健所法を中心に展開されてきた地域保健の枠組みが、住民に身近な市町村において乳幼児から成人、高齢者及び障がい者等へ一元的に保健・福祉サービスが提供できるよう制度の見直しが行われました。

母子保健の分野においては、平成9年度に乳児・3歳児健康診査や妊婦健康診査、新生児・妊産婦の訪問指導等の事業が都道府県から市町村へ移譲され、実施体制の整備が求められました。また、母体や胎児の健康確保を図る上で保健指導及び妊婦健康診査の重要性や必要性が高まり、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図り、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、公費負担による妊婦健康診査を平成 20 年度に2回から5回に、平成 21 年度には 14 回にまで拡充されました。さらに、平成 15 年7月には、子育て支援、児童虐待防止等の観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、母子保健との連携による業務推進が重要な課題となってきました。平成 25 年度より、未熟児養育医療については、県から市町村へ権限移譲されました。また、平成 26 年に国から母子保健計画策定指針が示されたことにより、翌3月「すこやか親子うらそえ 21(浦添市母子保健計画)」を策定しました。この計画を推進することにより「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成 24 年5月制定、平成 25 年4月 13 日施行に伴い、本市においては平成 26 年1月 10 日浦添市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、その対策を講じています。

精神保健分野においては、平成 26 年の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院の方の退院支援が制度化されたことから、市町村においても退院後の生活支援をはじめとする役割の拡大、保健、医療、福祉の連携によるサービスの向上が求められています。また、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、「いのち支える浦添市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を推進します。

生活習慣病分野では、平成 24 年に健康増進法・健康日本 21 の考え方と食育推進施策を盛り込んだ「健康・食育うらそえ 21」を策定、推進しています。さらに平成 17 年医療制度改革大綱において、医療保険者に特定健康診査・保健指導の義務づけ、また平成 25 年には日本再興戦略において保健事業の実施等に関する指針の一部改正に基づき、浦添市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定により、市町村国保の実施する保健事業との連携が重要となっています。

3. 健康づくり推進事業

(1) 健康づくり推進協議会

市民の健康づくり施策を推進するため、健康づくりについて関係機関や地域代表等と協議を行っています。

ア 委員:12 人(学識経験者、南部保健所長、医師会、歯科医師会、学校保健会、精神科病院、自治会長会、老人クラブ代表、社会福祉協議会、商工会議所、食生活改善推進員、母子保健推進員)

イ 内容:データヘルス計画の報告、自殺予防行動計画や保健事業等への意見聴取など

(2) 食生活改善推進員育成事業

地域住民の生涯を通じ健康づくりの担い手として、食生活を中心とした健康づくりの普及啓発活動を実践する人材を育成し、幼児から高齢者を対象とした食生活の改善を地域で実践しています。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
食生活改善推進員 50 人	食生活改善推進員 48 人	食生活改善推進員 45 人
・定例会 12 回/年 ・食生活展 1 回/年 ・受託事業 ① 生活習慣病予防のための減塩スキルアップ事業(若者世代、高齢世代への講話等) ② 生涯骨太クッキング ③ 食育活動事業(おやこの食育教室) ④ いきいき健康ヘルスアップ事業(高校生への食育) ⑤ やさしい在宅介護教室 ・幼稚園での食育事業 ・保健事業協力 ・母子保健事業協力 ・介護予防事業協力	・定例会 12 回/年 ・受託事業 ① 世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業(働き世代、高齢世代への講話等) ② 生涯骨太クッキング ③ 食育活動事業(地域住民への講話や訪問等) ④ やさしい在宅介護教室 ・保健事業協力 ・母子保健事業協力	・定例会 12 回/年(うち 5 回は新型コロナウイルス感染拡大のため中止) ・受託事業 ① 世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業(働き世代、高齢世代への講話等) ② 生涯骨太クッキング ③ 食育活動事業(地域住民への講話等) ④ やさしい在宅介護 ・保育園での食育事業 ・保健事業協力 ・母子保健事業協力

(3) うらそえ腎腎プロジェクト

新規人工透析導入を予防することを目的に、特定健診で CKD(慢性腎臓病)を早期発見し、かかりつけ医と腎臓専門医が連携して診療するシステムを構築し運用しています。

かかりつけ医から腎臓専門医への紹介件数

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
93	65	119	121

4. 健康増進事業

市民の健康づくりや疾病予防に関する各種施策を進めるために健康増進法が施行され、市町村は生活習慣病や要介護状態の予防を目的として健康増進事業を実施することとなりました。又、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されたことで、特定健診・特定保健指導の実施が、各医療保険者に義務付けられ、医療保険に加入していない生活保護受給者の健康診査や保健指導は健康増進法に位置付けられるなど、医療制度の改正に伴って、市町村が行う事業も見直しが行われました。

【浦添市が実施している健康増進法に基づく健康増進事業】

健康増進法第 17 条 1 項	健康増進法第 19 条の2
・健康教育 ・健康相談 ・訪問指導	・歯周疾患検診 ・がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮) ・無保険者への健康診査・保健指導

浦添市では、国民健康保険加入者に行う特定健診を健康づくり課で実施しており、平成23年度より「総合健診」と称し、各がん検診と特定健康診査を同日に実施する健診体制を整え、受診率の増加を目指しています。また、健康相談等においては、生活習慣病を中心とした様々な相談に対応し市民の健康増進に取り組んでいます。

(1) 健康診査

○生活保護一般健診:20歳以上の生活保護受給者を対象に、生活習慣病予防を目的とした健康診査です。その健康診査の結果を基に保健指導を実施しています。

・生活保護一般健診受診状況

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	保健指導実 施人数
平成29年度	1,912	171	8.9	12
平成30年度	1,958	183	9.3	28
令和元年度	2,011	155	7.7	16
令和2年度	2,069	116	5.6	9
令和3年度	2,342	136	5.8	7

※健診受診の対象年齢は、令和元年度までは40歳以上の者であり、令和2年度から20歳以上の者となっている。

※保健指導実施人数：健康増進事業費補助金実績報告より

○各種がん検診:胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療を図ることを目的に実施しています。

・胃がん検診：40歳以上

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率	要精密 検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
					異常 認めず	がんの 疑いの ある者	がんで あった 者	がん以外 の疾患で あった者
平成28年度	28,624	4,095	14.3	131	13	0	3	83
平成29年度	28,697	3,930	13.7	102	6	2	1	66
平成30年度	60,309	3,453	5.7	155	16	0	3	79
令和元年度	60,287	3,690	6.1	158	18	0	4	74
令和2年度	61,188	2,496	4.1	119	39	0	5	45

※対象者数：平成27年度から平成29年度は受診券を送付した数。平成30年度以降は40歳～89歳の人口を計上

・肺がん検診：40歳以上

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率	要精密 検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
					異常 認めず	がんの 疑いの ある者	がんで あった 者	がん以外 の疾患で あった者
平成28年度	28,624	5,611	19.6	84	27	3	1	32
平成29年度	28,697	5,526	19.3	104	33	7	1	32
平成30年度	60,309	5,342	8.9	206	56	15	1	75
令和元年度	60,287	5,597	9.3	161	46	6	1	58
令和2年度	61,188	3,877	6.3	137	53	2	5	60

※対象者数：平成27年度から平成29年度は受診券を送付した数。平成30年度以降は40歳～89歳の人口を計上

・大腸がん検診：40歳以上

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率	要精密 検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
					異常 認めず	がんの 疑いの ある者	がんで あった 者	がん以外 の疾患で あった者
平成28年度	28,624	5,238	18.3	461	87	1	11	154
平成29年度	28,697	5,248	18.3	393	69	2	8	151
平成30年度	60,309	5,038	8.4	370	72	1	5	137
令和元年度	60,287	5,994	9.9	326	66	3	4	105
令和2年度	61,188	3,585	5.9	216	37	0	6	65

※対象者数：平成27年度から平成29年度は受診券を送付した数。平成30年度以降は40歳～89歳の人口を計上

・子宮頸がん検診：20歳以上偶数年齢の女性が対象。

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率	要精密 検査者 数	精密検査受診者結果別人員（人）			
					異常 認めず	がんの 疑いの ある者	がんで あった者	がん以外の 疾患で あった者
平成28年度	22,908	2,838	12.4	73	10	1	0	15
平成29年度	23,038	3,086	13.4	82	14	3	1	12
平成30年度	45,496	2,930	6.4	75	17	0	1	35
令和元年度	45,380	2,804	6.2	61	19	1	1	15
令和2年度	45,901	2,263	4.9	50	13	4	0	24

※平成27から30年度の対象者及び受診者数は、総合健診（集団、個別）及びがん検診推進事業における子宮頸がん検診の対象者数及び受診者数の合計。令和元年度は20歳から89歳の女性の人口

・乳がん検診：40歳以上偶数年齢の女性が対象。

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率	要精密 検査者 数	精密検査受診者結果別人員（人）			
					異常 認めず	がんの 疑いの ある者	がんで あった者	がん以外の 疾患で あった者
平成28年度	16,088	1,917	11.8	186	80	0	4	59
平成29年度	16,476	2,128	12.9	169	82	2	9	32
平成30年度	31,852	1,993	6.3	180	98	6	5	52
令和元年度	31,852	2,001	6.3	101	58	1	4	23
令和2年度	32,344	1,589	4.9	106	58	2	2	32

※平成27から30年度の対象者及び受診者数は、総合健診（集団、個別）及びがん検診推進事業における乳がん検診の対象者数及び受診者数の合計。令和元年度は40歳から89歳の女性の人口

○総死亡数及び悪性新生物による死亡状況

事項 年	総死亡数			ガンによる 総死亡数			胃			直腸・結腸			気管・肺			子宮	乳房	総死亡に占める がん死亡 の割合
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	女	女	
平成28年	727	391	336	211	123	88	12	7	5	30	20	10	40	28	12	4	14	29.0
平成29年	736	395	341	202	123	79	19	12	7	39	28	11	33	24	9	3	9	27.4
平成30年	733	398	335	214	130	84	15	9	6	31	15	16	50	41	9	10	7	29.2
令和元年	764	435	329	218	139	79	16	12	4	29	21	8	46	36	10	5	14	28.5
令和2年	796	411	385	234	124	110	17	12	5	42	16	26	34	22	12	6	11	29.4

出典：平成28年分は「南部保健所活動概況」。

平成29～令和2年分は「沖縄県衛生統計年報（人口動態編）」。

○歯周病検診：歯周病予防及びびかりつけ推進を図るための検診を実施しています。国が指針で示す対象年齢40歳・50歳・60歳・70歳以外に、本市では30歳から5歳刻みの年齢を対象に市内指定の歯科医療機関にて実施しています。

対象年

事項 年度	対象者数	受診者数 (再掲：法定年齢)	受診率	異常 認めず	要指導	要治療 要精査
平成29年度	12,640	125 (36)	1.0	11	12	102
平成30年度	13,318	128 (46)	1.0	12	16	100
令和元年度	13,554	130 (39)	1.0	25	49	58
令和2年度	13,168	119 (36)	0.9	22	52	45
令和3年度	13,086	142 (55)	1.1	51	44	47

(2) 健康教育

事項 年度	集団健康教育		
	回数	参加人数	事業内容
平成29年度	33	829	「動脈硬化について」「乳がん検診今昔物語」講演会、禁煙講演会、親子食育教室、減塩料理教室、ヘルシー料理教室、食生活改善推進員養成・育成講座、3kg減量健康講話、地域健康講話、子育て世代の健康講話、健康フェスタ講演会
平成30年度	12	216	「睡眠時無呼吸症候群」講演会、親子食育教室、減塩料理教室、3kg減量健康講話、食生活改善推進員育成講話
令和元年度	8	237	「心房細動をみつけよう」講演会、親子食育教室、減塩料理教室、熱中症予防について、知って得する！生活習慣病、食生活改善推進員育成講話
令和2年度	7	125	食生活改善推進員育成講話(低栄養の講話、健診結果について、生活習慣実態調査について)、知って得する！生活習慣病予防について
令和3年度	1	18	かりゆしセンターにて「知って得する！生活習慣病予防について」

(3) 健康相談

年度	参加 延人員	事業内容
平成29年度	2,414	健康フェスタ健康相談 結果説明会 栄養相談
平成30年度	906	結果説明会 栄養相談
令和元年度	7,597	一般健康相談 栄養相談 結果説明会 出張健康相談 健診時健康相談
令和2年度	4,729	一般健康相談 栄養相談 結果説明会 健診時健康相談
令和3年度	1,310	一般健康・栄養相談 出張健康相談 健診時健康相談 結果説明会

※健康相談を全てまとめて計上。

(4) 特定保健指導以外の訪問指導

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問指導件数	118 人	55人	339人	100人	30 人

※療養上の保健指導が必要な者への訪問指導

5. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

健康寿命延伸にむけ、令和3年度より沖縄県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、後期高齢者医療制度加入者を対象に、生活習慣病の重症化、生活機能低下による介護状態への移行を防止するため、関係機関と連携し医療専門職による個別保健指導、通いの場において健康相談や健康教育を実施しています。

(1) 事業実施圏域

この事業は、介護保険法第117条の規定による日常生活圏域ごと(中学校区)に実施する事業です。今後、事業を実施する圏域を段階的に広げていきます。

○事業実施圏域

	令和3年度
市内全日常生活圏域数	5
事業を実施する日常生活圏域数	1
実施する圏域	浦添中学校区

(2) ハイリスクアプローチ（個別支援）

長寿健診等の結果をもとに、低栄養状態にある方や、糖尿病、高血圧など生活習慣病の重症化による介護状態への移行を防ぐため個別支援を実施します。

○支援状況（訪問・来所・電話・レター）

	令和3年度	
	対象者数	支援回数 (延)
① 低栄養防止	60	85
② 糖尿病性腎症重症化予防	17	20
③ 生活習慣病重症化予防	74	111
計	141	204

(3) ポピュレーションアプローチ（健康教育・健康相談）

地域の通いの場などにおいて、生活習慣病予防、フレイル予防などについて健康教育、健康相談を実施します。

○実施状況

	令和3年度
実施した通いの場の数	4
健康教育参加者数	54
健康相談者数	5

上記表掲載のほか、市役所本庁舎においてパネル展の実施、骨粗しょう症・高血圧予防に関する動画を作成し、高齢者の健康づくりについて普及啓発を図っています。

6. 母子保健事業

近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化しています。このような状況の中で、母子保健は生涯の健康の基礎となるものであり、次の世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことが求められています。思春期から妊娠、出産、新生児期、育児期を通じてそれぞれの時期に最もふさわしいサービスの提供が受けられる必要があることから、保健、福祉、医療等との連携の下、各種の母子保健対策を実施しています。

母子保健推進員の活動

現在 38 名(令和 4 年 3 月 31 日現在)の母子保健推進員が各自治会に配置され、市の母子保健事業に協力しています。具体的な活動内容として、生後 4 か月未満の乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診未受診者への訪問による受診勧奨、各乳幼児健診における計測(測定およびパーセンタイル値の記入等)及び各母子保健事業の紹介を行うなど、母子保健および子育て支援向上のために、行政と市民とのパイプ役として活躍しています。

(1) 母子保健事業の実績

1) 妊婦一般健康診査

事項 年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見の内訳(延)				
				妊娠高血圧症候群	貧血	妊娠糖尿病	尿所見あり	その他
平成 29 年度	15,827	11,873	3,954	59	1,844	158	1,148	1,005
平成 30 年度	14,594	10,242	4,163	44	2,139	156	1,052	1,036
令和元年度	14,134	10,457	3,559	44	1,763	176	1,086	1,004
令和 2 年度	14,332	10,201	4,062	63	2,014	259	1,267	899
令和3年度	13,959	9,698	4,134	45	2,315	280	1,160	818

※妊婦健診公費負担 14 回分の延件数

資料：こども家庭課

2) 乳児一般健康診査

事項 年度	健診 回数	対象者数 (連絡数)	受診者数	受診率	異常なし	有所見の内訳(実)					有所見率
						要精査	要治療	治療中 観察中	要経過 観察	要相談	
平成29 年度	14	2,588	2,429	93.9	1,910	184	3	102	53	177	21.4
平成30 年度	14	2,542	2,370	93.2	1,894	176	5	87	31	177	20.1
令和元 年度	11	2,185	2,036	93.2	1,622	138	5	75	25	171	20.3
令和2 年度	10	2,612	2,318	88.7	1,996	120	9	56	41	96	13.9
令和3 年度	8	2,266	2,155	95.1	1,834	98	11	72	55	85	14.9

資料: 沖縄県小児保健協会 健康診査市町村別統計(診察有所見分類より)

3) 1歳6か月児健康診査

事項 年度	健診 回数	対象者数 (連絡数)	受診者数	受診率	異常なし	有所見の内訳(実)					有所見率
						要精査	要治療	治療中 観察中	要経過 観察	要相談	
平成29 年度	36	1,300	1,191	91.6	852	48	4	47	94	146	28.5
平成30 年度	32	1,301	1,201	92.3	876	49	2	46	67	161	27.1
令和元 年度	32	1,107	1,049	94.8	761	33	6	29	36	184	27.5
令和2 年度	26	988	879	89.0	689	14	3	31	21	121	21.6
令和3 年度	29	1,146	1,001	87.3	739	33	4	35	25	165	26.2

資料: 沖縄県小児保健協会 健康診査市町村別統計(診察有所見分類より)

4) 3歳児健康診査

事項 年度	健診 回数	対象者数 (連絡数)	受診者数	受診率	異常なし	有所見の内訳(実)					有所見率
						要精査	要治療	治療中 観察中	要経過 観察	要相談	
平成29 年度	36	1,332	1,200	90.1	842	122	5	80	18	133	29.8
平成30 年度	33	1,298	1,195	92.1	866	147	2	62	12	106	27.5
令和元 年度	32	1,134	1,013	89.3	695	134	3	40	14	127	31.4
令和2 年度	27	1,060	919	86.7	724	76	1	55	14	49	21.2
令和3 年度	30	1,165	985	84.5	667	116	5	59	8	130	32.3

資料: 沖縄県小児保健協会 健康診査市町村別統計(診察有所見分類より)

5) 2歳児歯科健診

	対象者数	受診者数	受診率
平成30年度	1,355	725	53.5%
令和元年度	1,318	730	55.4%
令和2年度	1,253	640	51.1%
令和3年度	1,239	651	52.5%

う蝕率(令和3年度)

		人数	割合
むし歯の ない者	O	607	93.2%
むし歯の ある者	A	33	5.1%
	B	8	1.2%
	C1	1	0.2%
	C2	2	0.3%
合計		651	100%

【う蝕罹患型】

O: むし歯がないもの

A: 上顎前歯部または臼歯部のみにむし歯があるもの

B: 上顎前歯部および臼歯部にむし歯のあるもの

C1: 下顎前歯部のみにむし歯のあるもの

C2: 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のあるもの

6) 妊婦歯科健診

	対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	1,235	401	32.5%
令和2年度	1,182	428	36.2%
令和3年度	1,186	394	33.2%

資料: こども家庭課

7) 産婦健康診査

年度 \ 事項	受診者数	内訳	
		1 回目	2 回目
令和 2 年度	2,185	1,071	1,114
令和 3 年度	2,181	1,096	1,085

※産婦健康診査公費負担 2 回分の延件数

8) 産後ケア事業

年度 \ 事項	利用実人数	延利用回数
令和 2 年度	19 人	42 回
令和 3 年度	52 人	113 回

(2) 健康教育

1) 思春期教育

年度 \ 事項	実施回数	参加者数
平成 29 年度	5	1,282
平成 30 年度	5	1,113
令和元年度	5	1,126
令和 2 年度	3	864
令和 3 年度	5	1,242

2) マタニティスクール

年度 \ 事項	実施回数	参加者数		
		実人数	延べ人数	(再掲) 夫などパートナー参加者数
平成 29 年度	5	173	173	81
平成 30 年度	5	138	138	67
令和元年度	5	128	128	59
令和 2 年度	3	81	81	40
令和 3 年度	3	46	46	22

資料：こども家庭課

3) ベビースクール

年度	ベビースクール (対象 4～8 か月児)		
	実施回数	参加者数	平均参加組数
平成 29 年度	12	236	19.7
平成 30 年度	12	204	17.0
令和元年度	10	158	15.8
令和 2 年度	6	75	12.5
令和 3 年度	4	56	14.0

* 赤ちゃん(乳児)及びその保護者を 1 組参加として集計。

4) 未熟児教室

年度	実施回数	参加者数
平成 29 年度	3	19
平成 30 年度	3	14
令和元年度	3	21
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0

※令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全日程中止。

母子保健推進員活動状況

年度	母子保健 推進員数	活動内容			合計
		受診勧奨	こんにちは 赤ちゃん事業	その他(※乳幼児健診の補助、 その他母子保健事業の補助 等を含む)	
平成 29 年度	41	397	523	362	1,282
平成 30 年度	35	354	473	351	1,178
令和元年度	36	278	319	314	911
令和 2 年度	31	265	430	258	953
令和 3 年度	38	175	478	268	921

資料：こども家庭課

母子保健事業															
事業名	健康診査										健康教育				
	乳児一般健康診査	1歳6か月児健康診査	2歳児歯科健診	3歳児健康診査	妊婦一般健康診査	産婦健康診査	妊婦歯科健診	家庭訪問及び健康相談	発達相談	健診事後教室	産後ケア事業	思春期教育	マクニティスクール	ベビースクール	未熟児教室
対象者	前期 3～4か月児 後期 9～10か月児	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳6か月～4歳未満	妊婦14回健診	出産後8週以内の産婦	妊婦	新生児・乳幼児・妊産婦等	就学前の乳幼児とその保護者	概ね2歳から3歳までの発達の経過観察が必要な児	産後4か月未満の産婦及びその乳児でも、育児不安等のおそれのある産婦	思春期教育が必要と思われる児童、生徒または保護者	全ての妊婦とパートナー	4～8か月児の保護者	未熟児育医療を受けた児とその保護者
実施場所	保健相談センター	保健相談センター	各医療機関	保健相談センター	各医療機関	各医療機関	各医療機関	保健相談センター、各家庭	保健相談センター、各家庭	保健相談センター	産後ケア事業委託施設(医療機関等)	市内全中学校	保健相談センター	保健相談センター	保健相談センター
周知方法	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	母子健康手帳交付時	母子健康手帳交付時、広報・ホームページ	母子健康手帳交付時	乳幼児健康診査その他各母子保健事業など	乳幼児健康診査その他各母子保健事業など	教室は1歳6か月児健康診査に個別案内、講義会は各母子保健事業及び広報・ホームページ	母子健康手帳交付時、広報・ホームページ	—	母子健康手帳交付時、広報・ホームページ	保健相談センター	対象者へ直接案内
事業内容	問診・身体計測 貧血検査(後期のみ) 小児科診察 保健相談 栄養相談 歯科相談(後期のみ)	問診・身体計測 貧血検査 小児科診察 保健相談 産後ケア相談 発達相談	問診・身体計測 貧血検査 小児科診察 保健相談 産後ケア相談 発達相談	問診・身体計測 貧血検査 小児科診察 保健相談 産後ケア相談 発達相談	問診及び診察 体重測定 血圧測定 尿検査 尿糖検査 尿蛋白										

7. 精神保健事業

精神障がい者の社会復帰や地域での生活を支援するため、保健師による保健相談やひきこもり者支援のための社会参加プログラムの実施、地域精神保健講演会の開催、断酒会活動の支援等を行っています。

(1) 精神保健相談事業

こころに関する悩みや医療受診などの相談に応じ、必要な助言などを行う。

○電話、来所相談状況(延人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
電話相談	817	825	710	574	346
来所相談	74	74	91	37	34
計	891	899	801	611	380

(2) ひきこもり者支援事業（社会参加支援プログラム）

自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態の者に対し、安全な出会いとコミュニケーションの機会を提供することを通して、人間関係の経験や自己肯定感を得、社会参加への関心を育み心の健康づくり及び精神保健の向上を図る。平成 19 年度より実施。

○なかまクラブ実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施回数	12	11	11	10	10
参加延人数	24	28	26	27	27
参加実人数	3	3	3	3	4

(3) 地域精神保健講演会の開催

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施回数	2	2	1	1	-
参加延人数	151	127	69	19	-

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止。

(4) 自助グループ活動支援

酒害に関する悩みを抱える本人や家族でつくる自助グループの活動を支援する。

場 所: 浦添市保健相談センター(月～土)3団体5グループが利用

8. 自殺対策事業

市民が自殺予防に対して主体的に取り組み、命の大切さを感じると共に、自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいた時の対応方法などに対する正しい知識を身につける。本人自身や家族、周りの方の心の健康に目をむけることで、早めの相談や治療につながり、心の健康が保たれ、自殺者が減少することを目的とする。

(1) 個別相談事業

精神保健相談(保健師による電話・来所・訪問による相談を実施)

(2) 普及啓発事業

自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるパネル展の開催、自殺予防パンフレットの作成、配布、普及啓発講演会の開催

※ 令和3年度の普及啓発講演会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業中止。

(3) 人材養成事業

ゲートキーパー養成事業

浦添市自殺対策緊急強化事業要綱に基づき、人材養成事業におけるゲートキーパー養成講座を実施し、心の健康問題で悩んでいる人に気づき声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげ、見守るといった対応ができる人材を地域に増やすことで、自殺対策を講じる。

令和3年度

ゲートキーパー養成講座

	開催日	内 容	講 師	参加者数
1	1/31	自殺を考える人の心理と対応方法 (市民向け 第1回)	精神科医師 仲本 譲 氏	10人※1
2	2/8	傾聴と・リラクゼーション法(市民向け 第2回)	臨床心理士 兼久 満 氏	

※1 新型コロナウイルスの影響により、受講申込者へ市公式 Youtube 限定配信で実施。

全2講座視聴後、アンケート提出があった人数を受講者修了者として計上。

※2 職員向け講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止。

9. 感染症対策事業

行政が予防対策を講じる必要のある感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、感染症類型(5種)と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に分類されています。(次表参照)

感染症の発生は、医学の進歩や公衆衛生の向上、生活環境の改善によって年々減少する傾向にあります。依然として散発的に発生しており、対策の遅れなどがあると二次感染や集団発生を招く恐れがあり、敏速な対応が求められます。

また、最近では海外旅行の機会が多くなるにつれて、海外から持ち込まれるケースもあり注意が必要です。なお、感染症の患者発生の際、市町村長は都道府県知事からの指示により感染症の患者がいる場所又はいた場所等の消毒の実施等により感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する二次感染予防のための措置をとることになっております。

〈感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疾病の分類〉

[1 類感染症] (1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘瘡(天然痘) (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルク病 (7)ラッサ熱
[2 類感染症] (1)急性灰白髄炎(ポリオ) (2)結核 (3)ジフテリア (4)重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) (5)中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス) (6)鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)
[3 類感染症] (1)コレラ (2)細菌性赤痢 (3)腸管出血性大腸菌感染症 (4)腸チフス (5)パラチフス
[4類感染症] (1)E 型肝炎 (2)ウエストナイル熱 (3)A 型肝炎 (4)エキノコックス症 (5)黄熱 (6)オウム病 (7)オムスク出血熱 (8)回帰熱 (9)キャサナル森林病 (10)Q 熱 (11)狂犬病 (12)コクシジオイデス症 (13)サル痘 (14)ジカウイルス 感染症 (15)重症熱性血小板減少症候群(SFTS ウイルス) (16)腎症候性出血熱 (17)西部ウマ脳炎 (18)ダニ媒介脳炎 (19)炭疽 (20)チクングニア熱 (21)つつが虫病 (22)デング熱 (23)東部ウマ脳炎 (24)鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9 を除く) (25)ニパウイルス感染症 (26)日本紅斑熱 (27)日本脳炎 (28)ハンタウイルス肺症候群 (29)B ウイルス病 (30)鼻疽 (31)ブルセラ症 (32)ベネズエラウマ脳炎 (33)ヘンドラウイルス感染症 (34)発しんチフス (35)ボツリヌス症 (36)マラリア (37)野兔病 (38)ライム病 (39)リッサウイルス感染症 (40)リフトバレー熱 (41)類鼻疽 (42)レジオネラ症 (43)レプトスピラ症 (44)ロッキー山紅斑熱
[5類感染症] (1) アメーバ赤痢 (2)ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。) (3)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 (4)急性脳炎(ウエストナイル脳炎・西部ウマ脳炎・ダニ媒介脳炎・東部ウマ脳炎・日本脳炎・ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。) (5)クリプトスポリジウム症 (6)クロイツフェルト・ヤコブ病 (7)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (8)後天性免疫不全症候群 (9)ジアルジア症 (10)侵襲性インフルエンザ菌感染症 (11)侵襲性髄膜炎菌感染症(12)侵襲性肺炎球菌感染症 (13)先天性風しん症候群 (14)梅毒 (15)播種性クリプトコックス症 (16)破傷風 (17)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (18)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (19)風しん (20)麻しん (21)薬剤耐性アシネトバクター感染症 (22)RS ウイルス感染症 (23)咽頭結膜熱 (24)A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (25)感染性胃腸炎 (26)水痘 (27)手足口病 (28)伝染性紅斑 (29)突発性発しん (30)百日咳 (31)ヘルパンギーナ (32)流行性耳下腺炎 (33)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) (34)急性出血性結膜炎 (35)流行性角結膜炎 (36)性器クラミジア感染症 (37)性器ヘルペスウイルス感染症(38)尖圭コンジローマ (39)淋菌感染症 (40)クラミジア肺炎(オウム病を除く) (41)細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。) (42)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (43)マイコプラズマ肺炎 (44)無菌性髄膜炎 (45)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (46)薬剤耐性緑膿菌感染症
[新型インフルエンザ等感染症] (1)新型インフルエンザ (2)再興型インフルエンザ

平成 11 年 4 月、明治 30 年の制定以来、日本の感染症対策を担ってきた「伝染病予防法」が廃止され、「感染症の予防と感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」が新たに施行されました。

平成 18 年 12 月の改正により、1類感染症はわが国に常在しない重症感染症をまとめ、2類感染症は結核を含む重症感染症、3類感染症は腸管感染症をまとめて分類されています。4類と5類感染症は、法律中には数疾患を例示し、他は政省令で定められています。

平成 20 年 5 月には、鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルス感染症(あくまでヒト感染)を2類感染症とし、新型インフルエンザ患者の発生に備え「新型インフルエンザ等感染症」という分類が創設されました。なお、平成 21 年 4 月に発生したブタ由来インフルエンザは、発生当

初は「新型インフルエンザ等感染症」とされましたが、現在では通常の季節性インフルエンザとして、5類感染症に分類されています。また、平成27年1月には鳥インフルエンザ(H7N9)ウイルス及び中東呼吸器症候群(MERS)が新たに2類感染症に追加され、鳥インフルエンザについては先の H5N1 ウイルスと合わせて、新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異する恐れが高いものとして政令で定めるものを「特定鳥インフルエンザ」とし、2類感染症に分類すると定義されました。

10. 予防接種事業

●定期予防接種・・・予防接種法に基づき、市区町村が接種費用の全額又は一部を公費負担にて実施する予防接種。

(1) 不活化ポリオ予防接種

①対象年齢:生後3月から生後 90 月に至るまでの間にある者

②回数:4回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	-	-	-	-	-
接種者数(人)	110	36	2	-	-
実施率(%)	-	-	-	-	-

※ポリオ単独ワクチンから4種混合ワクチンへ切り替えられ、現在はDPTワクチン接種が完了し、ポリオワクチンの接種未完了者のみ対応しています。

(2) MR（麻しん風しん混合）予防接種

・MR 第1期・2期

①対象年齢:(第1期)生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者

(第2期)5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

②回数:計 2 回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	2,746	2,664	2,501	2,458	2,526
接種者数(人)	2,451	2,420	2,261	2,144	2,164
実施率(%)	89.2	90.8	90.4	87.2	85.7

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
麻しん単独(人)	-	4	-	-	-
風しん単独(人)	-	1	-	-	-

※麻しん、風しんの予防接種は平成 18 年度の予防接種法改正により、これまでの麻しん、風しん単独ワクチンの1回接種から麻しん風しん混合(MR)ワクチンでの2回接種に変更されました。現在、麻しん、風しん単独の予防接種はどちらかの疾病に罹患した場合や特に希望して受ける場合にのみ実施しています。

(3) DPT(ジフテリア・百日咳・破傷風 3 種混合) 予防接種

①対象年齢:生後3月から生後 90 月に至るまでの間にある者

②回数:1期初回3回・1期追加1回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	-	-	-	-	-
接種者数(人)	0	1	0	0	0
実施率(%)	-	-	-	-	-

※平成 24 年 11 月から従来の DPT ワクチンと不活化ポリオを合わせた4種混合(DPT-IPV)ワクチンが定期の予防接種に使用するワクチンとして導入されました。

これに伴い、従来の DPT ワクチンは生産数が縮小され、平成 27 年2月をもって一時、製造・販売が中止されました。現在は製造・販売が再開され、DPT ワクチン接種を特に希望している場合のみ対応しています。

(4) 4 種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ混合 DPT-IPV) 予防接種

①対象年齢:生後3月から生後 90 月に至るまでの間にある者

②回数:1期初回3回・1期追加1回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	4,905	4,881	4,611	4,689	4,697
接種者数(人)	5,124	5,106	4,660	4,862	4,670
実施率(%)	104.5	104.6	101.0	103.7	99.4

(5) DT 2 期(ジフテリア・破傷風混合) 予防接種

①対象年齢:11 歳以上 13 歳未満の者 ②回数:1 回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	1,496	1,372	1,399	1,376	1,350
接種者数(人)	879	960	916	874	832
実施率(%)	58.8	70.0	65.5	63.5	61.6

(6) 日本脳炎予防接種

①対象年齢:(1 期、1期追加)生後6月から生後 90 月に至るまでの間にある者
(2 期)9歳以上 13 歳未満の者

②回数:1期1期初回 2 回、1 期追加1回、2 期 1 回

③費用:全額公費負担(H29 年度より)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	5,060	5,037	4,903	4,558	1,310
接種者数(人)	5,596	5,771	5,478	5,222	3,138
実施率(%)	110.6	114.6	111.7	114.6	-

※平成 17 年5月から平成 21 年度まで積極的な接種勧奨を差し控えていたことにより日本脳炎の予防接種の機会を逃した方(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方)の接種時期が緩和され、該当者は特例措置として6ヵ月以上20歳未満の間、定期の予防接種として接種できるようになっています。

(7) BCG（結核）予防接種

①対象年齢:1歳に至るまでの間にある者 ②回数:1回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	1,309	1,268	1,172	1,240	1,217
接種者数(人)	1,273	1,240	1,144	1,212	1,173
実施率(%)	97.2	97.8	97.6	97.7	96.4

(8) Hib（インフルエンザb型菌）感染症予防接種

①対象年齢:生後2ヶ月以上生後 60 月に至るまでの者

②回数:初回接種の開始時の月齢ごとに異なる。

開始が生後2月から生後7月に至るまでの場合:初回3回・追加1回

開始が生後7月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの場合:初回2回
追加1回

開始が生後 12 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの場合:1 回

③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	5,276	4,792	4,824	4,944	4,912
延べ接種者数(人)	5,044	4,984	4,516	4,929	4,671
実施率(%)	95.6	104.0	93.6	99.7	95.1

(9) 小児の肺炎球菌感染症予防接種

①対象年齢:生後2ヶ月以上生後 60 月に至るまでの者

②回数:初回接種の開始時の月齢ごとに異なる。

開始が生後 2 月から生後 7 月に至るまでの場合:初回3回・追加1回

開始が生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの場合:初回2回
追加1回

開始が生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの場合:2回

開始が生後 24 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの場合:1回

③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	5,276	4,792	4,824	4,944	4,912
延べ接種者数(人)	5,069	4,984	4,601	4,876	4,640
実施率(%)	96.1	104.0	95.4	98.6	94.5

(10) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種

①対象年齢:小学校6年生から高校1年生相当の女子

②回数:3回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	-	-	-	-	-
延べ接種者数(人)	1	2	3	34	239
実施率(%)	-	-	-	-	-

※ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に見られるとの事例が多数報告されたことから、平成 25 年6月に厚生労働省において専門家による合同会議が開催されました。審議の結果、

副反応の発生頻度等がより明らかになるまで当該予防接種について、定期接種として継続するが、積極的に勧奨すべきではないとされたことから、平成 25 年 6 月 14 日に厚生労働省から全国の市区町村に対し、当面の間は当該予防接種の積極的勧奨を控える旨の勧告がなされたことから本市においても積極的な接種勧奨は行っておりませんでした。厚生労働省健康局長通知(令和 3 年 1 月 26 日付健発 1126 第 1 号)により令和 4 年度より、対象者へ個人通知を行う予定です。

(11) B 型肝炎予防接種

①対象年齢:1 歳に至るまでの間にある者 ②回数:3 回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	3,957	3,594	3,618	3,708	3,684
接種者数(人)	2,764	3,610	3,405	3,541	3,501
実施率(%)	95.1	100.4	94.1	95.5	95.0

※定期接種導入年度である平成 28 年度のみ、上記の他に経過措置対象者として、平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた者に限り、定期接種として公費負担で接種可能。

(12) 水痘(水ぼうそう)予防接種

①対象年齢:生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者 ②回数:2 回

③費用:全額公費負担

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	2,698	2,596	2,392	2,330	2,450
接種者数(人)	2,354	2,379	2,179	2,191	2,078
実施率(%)	87.2	91.6	91.1	94.0	84.8

※定期接種導入年度である平成 26 年度のみ、上記の他に経過措置対象者として、生後 36 月から生後 60 月に至るまでの間にある者は、定期接種として 1 回のみ公費負担で接種可能。

(13) 高齢者インフルエンザ予防接種

①対象年齢

- ・65 歳以上の者
- ・60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される(概ね、身体障害者障害程度等 1 級に相当する)者
- ・60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な(概ね、身体障害者障害程度等 1 級に相当する)者

②回数:1 回(実施期間内) ③費用:1,000 円

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数(人)	21,782	22,229	23,106	23,775	24,344
接種者数(人)	11,697	11,937	12,309	14,889	12,772
実施率(%)	53.7	53.7	53.7	62.6	52.5

※実施期間は、毎年度 10 月から翌年 2 月末まで。

※生活保護受給者等の方は、接種時に医療券または受給証明書提示で全額公費負担となります。

(14) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

①対象年齢

- ・65歳の者
- ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される(概ね、身体障害者障害程度等1級に相当する)者
- ・60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な(概ね、身体障害者障害程度等1級に相当する)方者

②回数:1回(実施期間内) ③費用:4,000円

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	4,679	4,560	3,581	3,827	3,672
接種者数(人)	1,490	1,551	757	913	769
実施率(%)	31.8	34.0	21.1	23.9	20.9

※定期接種導入年度である平成26年度については、上記の他に経過措置対象者として以下の者が対象者となります。

- ・4月1日から3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳になるもので、過去に1度も当該ワクチンを接種したことがない者

※実施期間は、平成26年度は10月から翌年3月末まで。平成27年度以降は通年で実施。

※生活保護受給者等の方は、接種時に医療券または受給証明書提示で全額公費助成となります。

11. 救急医療情報キット配布事業

救急医療情報キット(以下キット)とは、急病やケガ、災害等の万一に備え、あらかじめ持病や内服薬、緊急連絡先等の必要な医療情報等を保管しておく、専用の容器やステッカー、マグネット等の一式のことをいいます。急病やケガ、災害等の一刻を争う状況では、痛みや苦しさで医療情報を正しく伝えることが困難となることから、駆けつけた救急隊員や搬送先の医師がいち早く医療情報を入手し、迅速な救命措置、治療につなげることを目的に無料で配布しています。

【配布対象者】

キットの配布を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 65歳以上の者で、単身の世帯、夫婦のみの世帯その他の世帯のもの
- (2) 身体、知的、視覚、聴覚、精神その他の障がいがある者
- (3) その他、市長が適当であると認める者

救急医療情報キット配布者の内訳

(件数)

	65歳以上 単身	65歳以上 夫婦	65歳以上 その他	障がいがある者							その他	合計
				身体	知的	視覚	聴覚	精神	その他	小計		
令和3年度	28	13	6	2	0	0	0	0	0	2	2	51

救急医療情報キット申請者の内訳

(件数)

	本人	家族	介護支援 専門員	民生委員	自治会長	行政職員	その他	包括支援 センター	合計
令和3年度	6	9	4	0	0	0	0	32	51

救急搬送時におけるキット活用件数

年 度	男性	女性	合計
令和2年度	4	5	9
令和3年度	9	7	16